

平成 27 年 6 月 30 日

関係機関各位

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課

障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

本市は、下記のとおり児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき、不正な手段により指定を受けて事業所を運営し、不正に報酬請求を行っていた障害児通所支援事業者の指定の取消しを決定しましたので、ご報告いたします。

記

1 事業者の概要

法人名及び代表者名 (所在地)	コキア合同会社 代表社員 平山 園美 (名古屋市北区会所町 208 番地)
事業所名及び管理者名 (所在地)	放課後デイサービス ビエント 管 理 者 平山 園美 (名古屋市北区会所町 208 番地)
事業種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
指定年月日	平成 25 年 7 月 1 日
参考	○児童発達支援 …未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービス。 ○放課後等デイサービス …学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進等の訓練を行うサービス。

2 処分の内容

決定した処分	取消し年月日
指定取消し	平成 27 年 6 月 30 日

3 処分の原因となる事実

- (1) サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとして不正に報酬を請求し、受領した。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 5 号)
- (2) サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供の実績記録を作成し、提出した。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 6 号)
- (3) 法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定による検査の際に、管理者が虚偽の答弁により検査を妨げた。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 7 号)
- (4) 指定申請の際に虚偽の児童発達支援管理責任者の実務経験証明書及び虚偽の従業員雇用契約書を提出し、不正な手段により指定を受けた。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 8 号)

4 処分に伴う返還金額（平成 25 年 7 月～平成 27 年 3 月分）

不正請求額	21,400,541 円
加算額	8,560,216 円
合計	29,960,757 円

5 行政処分（指定取消し）による法人（コキア合同会社）への影響

指定を取り消された日から、5 年間は法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定更新を受けることができない。(法 21 条の 5 の 15 第 2 項 6 号)

【お問い合わせ先】

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

電話：052-972-2520／FAX：052-972-4438

メールアドレス：a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp